

令和3年度

箕輪町予算書

目 次

一 般 会 計 予 算	1
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	11
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算	17
介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	21
水 道 事 業 会 計 予 算	27
下 水 道 事 業 会 計 予 算	29

令和3年度

箕輪町一般会計予算



議案第21号

令和3年度箕輪町一般会計予算

令和3年度箕輪町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,501,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月1日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和3年3月15日 可決

箕輪町議会議長 中澤清明

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 町税		2,945,619
	01 町民税	1,219,162
	02 固定資産税	1,442,977
	03 軽自動車税	102,617
	04 町たばこ税	159,475
	10 入湯税	21,388
02 地方譲与税		114,300
	01 地方揮発油譲与税	28,000
	02 自動車重量譲与税	80,000
	04 森林環境譲与税	6,300
03 利子割交付金		3,000
	01 利子割交付金	3,000
04 配当割交付金		10,000
	01 配当割交付金	10,000
05 株式等譲渡所得割交付金		10,000
	01 株式等譲渡所得割交付金	10,000
06 法人事業税交付金		35,000
	01 法人事業税交付金	35,000
07 地方消費税交付金		620,000
	01 地方消費税交付金	620,000

(単位 千円)

款	項	金額
08 環境性能割交付金		10,000
	01 環境性能割交付金	10,000
11 地方特例交付金		78,000
	01 地方特例交付金	18,000
	03 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補填特別交付金	60,000
12 地方交付税		2,150,000
	01 地方交付税	2,150,000
13 交通安全対策特別交付金		2,000
	01 交通安全対策特別交付金	2,000
14 分担金及び負担金		111,761
	01 分担金	13,374
	02 負担金	98,387
15 使用料及び手数料		42,504
	01 使用料	30,450
	02 手数料	12,054
16 国庫支出金		759,865
	01 国庫負担金	563,199
	02 国庫補助金	191,242
	03 委託金	5,424

(単位 千円)

款	項	金額
17 県支出金		541,140
	01 県負担金	295,185
	02 県補助金	172,387
	03 委託金	73,568
18 財産収入		7,993
	01 財産運用収入	7,992
	02 財産売却収入	1
19 寄附金		60,003
	01 寄附金	60,003
20 繰入金		438,360
	01 特別会計繰入金	1,000
	02 基金繰入金	414,993
	03 財産区繰入金	22,367
21 繰越金		300,000
	01 繰越金	300,000
22 諸収入		420,955
	01 延滞金加算金及び過料	3,000
	02 預金利子	3
	03 貸付金元利収入	280,112
	05 雑入	137,840

(単位 千円)

款	項	金額
23 町債		840,500
	01 町債	840,500
歳入合計		9,501,000

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		107,960
	01 議会費	107,960
02 総務費		1,283,365
	01 総務管理費	1,080,447
	02 徴税費	96,413
	03 戸籍・住民基本台帳費	55,869
	04 選挙費	38,715
	05 統計調査費	1,362
	06 監査委員費	10,559
03 民生費		2,853,399
	01 社会福祉費	1,277,752
	02 児童福祉費	1,575,647
04 衛生費		1,158,499
	01 保健衛生費	926,198
	02 清掃費	232,301
06 農林水産業費		483,910
	01 農業費	398,140
	02 林業費	85,770
07 商工費		487,233
	01 商工費	487,233

(単位 千円)

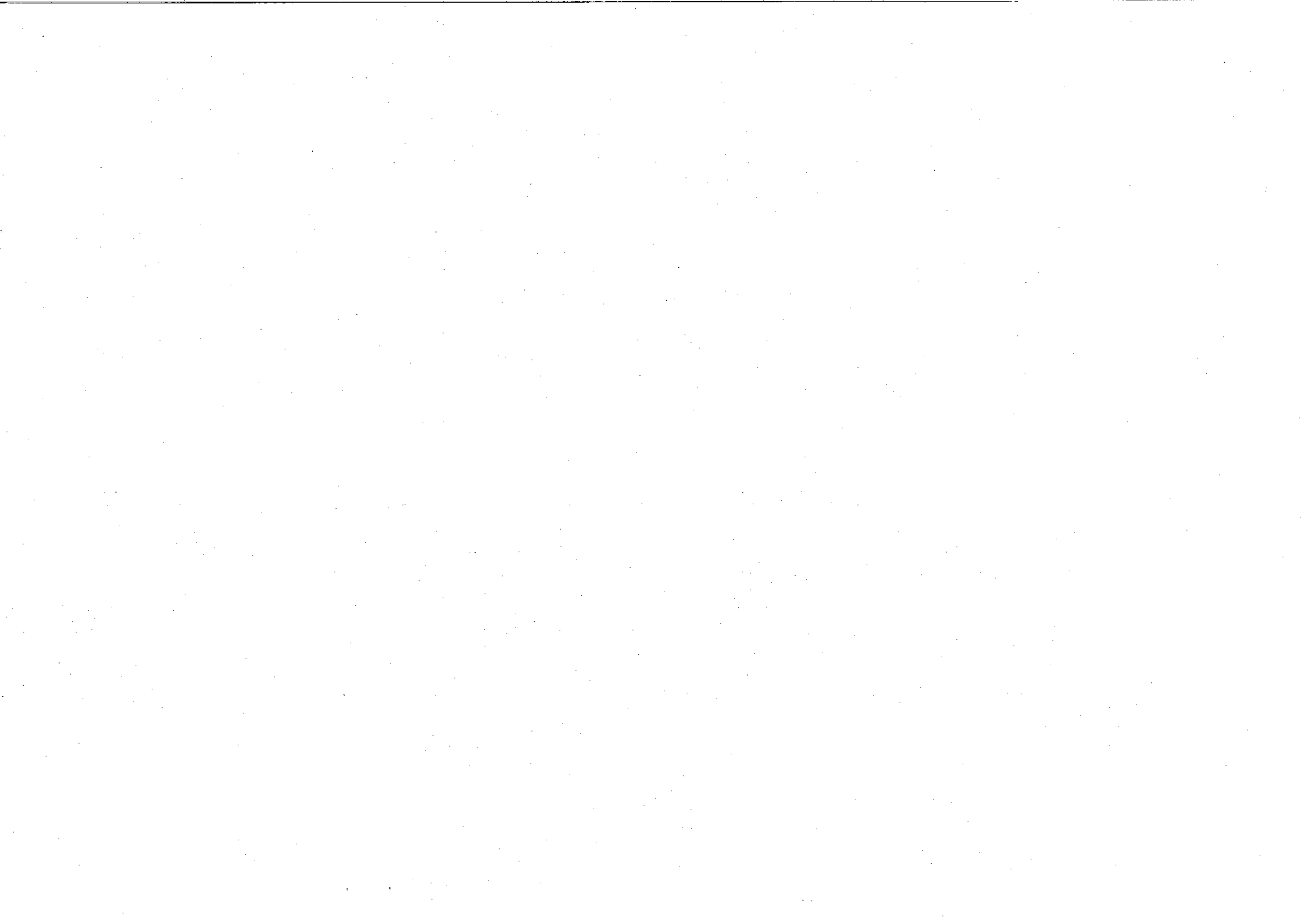
款	項	金額
08 土木費		875,621
	01 土木管理費	55,381
	02 道路橋梁費	297,396
	03 河川費	12,500
	04 都市計画費	503,099
	05 住宅費	7,245
09 消防費		379,795
	01 消防費	379,795
10 教育費		908,032
	01 教育総務費	217,277
	02 小学校費	267,781
	03 中学校費	110,172
	06 社会教育費	262,276
	07 保健体育費	50,526
11 災害復旧費		3,000
	01 農林施設災害復旧費	2,000
	02 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		930,186
	01 公債費	930,186
14 予備費		30,000

(単位: 千円)

款	項	金額
	01 予備費	30,000
歳	出	9,501,000
	合	
	計	

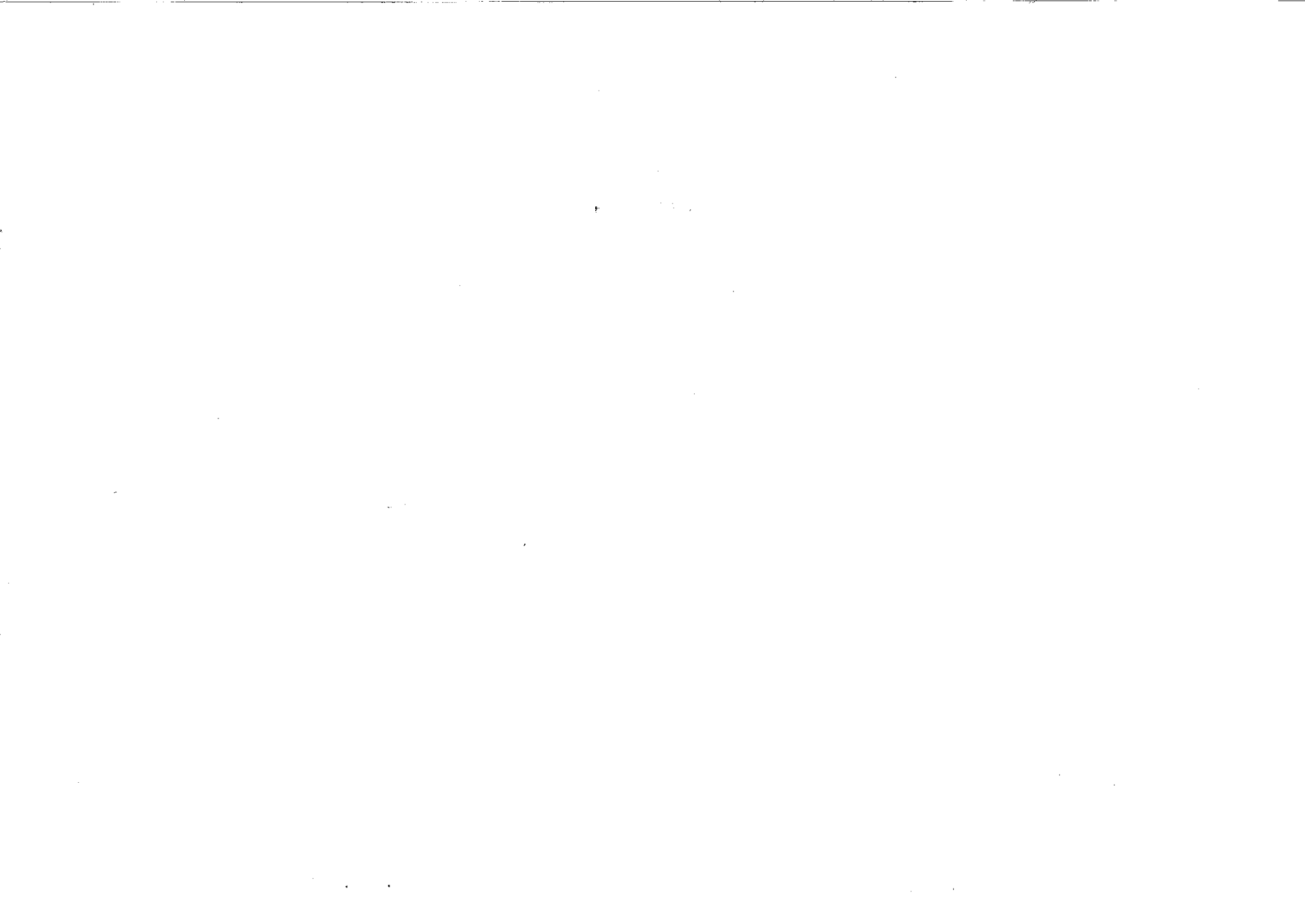
第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
保育園建設事業債	千円 112,700	証書借入 又は 証券発行	1.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の 都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還 又は借り換えることができる。
観光施設整備事業債	15,800	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業債	87,100	同 上	同 上	同 上
公共事業等債	50,400	同 上	同 上	同 上
河川環境整備事業債	10,000	同 上	同 上	同 上
消防施設事業債	20,900	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業債	7,300	同 上	同 上	同 上
資料収蔵施設整備事業債	16,300	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	520,000	同 上	同 上	同 上



令和3年度

箕輪町国民健康保険特別会計予算



議案第 22 号

令和 3 年度箕輪町国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度箕輪町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,347,601 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 3 年 3 月 15 日 可決

箕輪町議会議長 中澤清明

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 国民健康保険税		401,187
	01 国民健康保険税	401,187
02 使用料及び手数料		250
	01 手数料	250
03 国庫支出金		1
	02 国庫補助金	1
06 県支出金		1,716,767
	01 県補助金	1,716,766
	02 財政安定化基金交付金	1
08 財産収入		1
	01 財産運用収入	1
09 寄附金		1
	01 寄附金	1
10 繰入金		227,477
	01 他会計繰入金	153,017
	02 基金繰入金	74,460
11 繰越金		1
	01 繰越金	1
12 諸収入		1,916
	01 延滞金加算金及び過料	201

(単位 千円)

款	項	金額
	04 雑入	1,715
歳	入	2,347,601
	合	計

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		39,598
	01 総務管理費	31,387
	02 徴税費	1,119
	03 運営協議会費	189
	04 趣旨普及費	90
	05 特別対策事業費	6,813
02 保険給付費		1,706,688
	01 療養諸費	1,477,757
	02 高額療養費	219,157
	03 移送費	60
	04 出産育児諸費	7,564
	05 葬祭諸費	2,000
	07 傷病手当金	150
03 国民健康保険事業費納付金		565,112
	01 医療給付費分	377,743
	02 後期高齢者支援金等分	139,888
	03 介護納付金分	47,481
05 保健事業費		31,777
	01 特定健康診査等事業費	20,472
	02 保健事業費	11,305

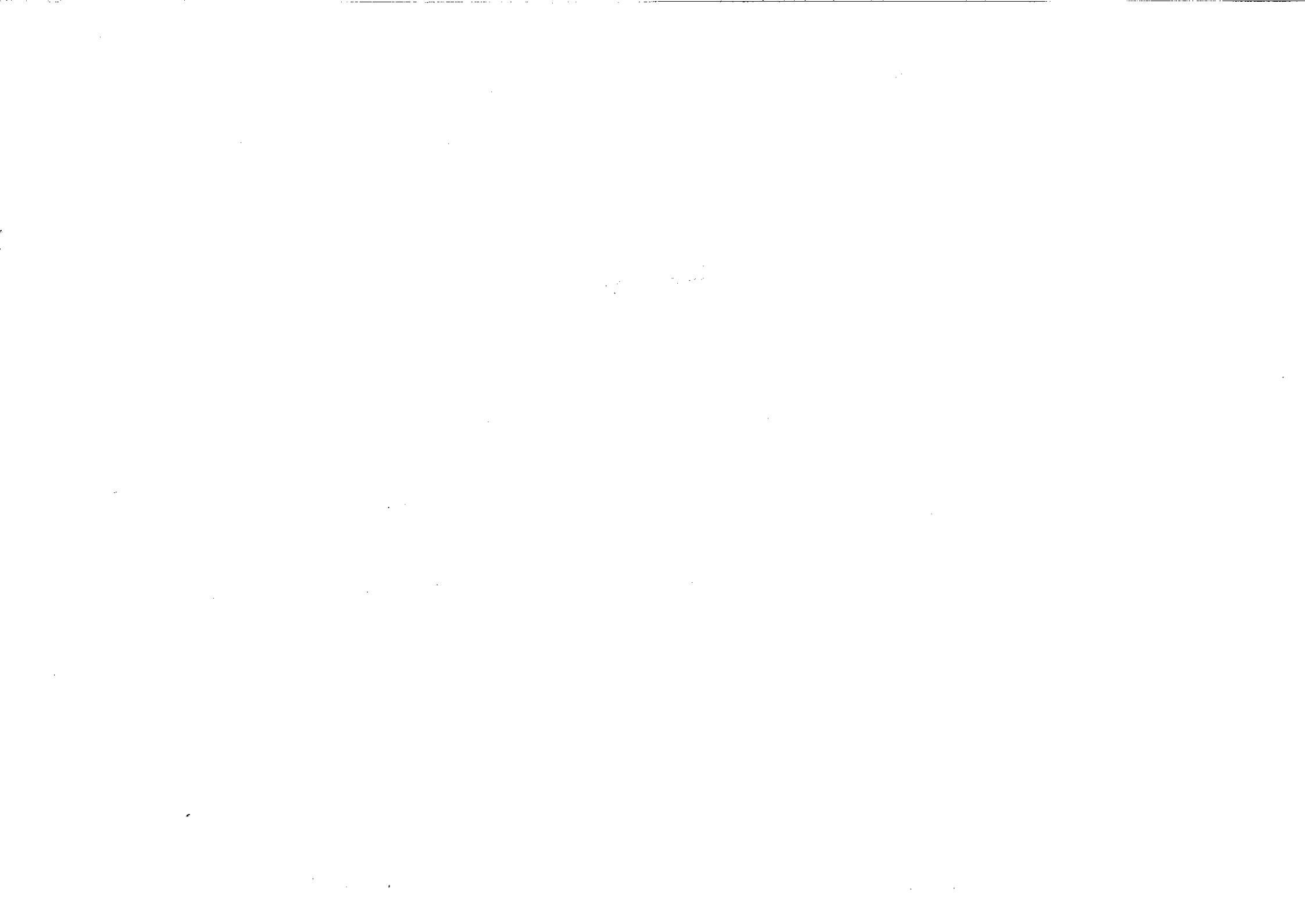
(単位 千円)

款	項	金額
06 基金積立金		2
	01 基金積立金	2
07 公債費		1
	01 公債費	1
08 諸支出費		3,923
	01 償還金及び還付加算金	3,916
	02 延滞金	1
	05 諸支出金	6
09 予備費		500
	01 予備費	500
歳出合計		2,347,601



令和3年度

箕輪町後期高齢者医療特別会計予算



議案第23号

令和3年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度箕輪町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ306,095千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和3年3月15日 可決

箕輪町議会議長 中澤清明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入) (単位 千円)

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		242,026
	01 後期高齢者医療保険料	242,026
02 使用料及び手数料		20
	01 手数料	20
04 繰入金		63,845
	01 一般会計繰入金	63,845
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
06 諸収入		203
	01 延滞金、加算金及び過料	2
	02 償還金及び還付加算金	200
	05 雑入	1
歳 入 合 計		306,095

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		9,305
	01 総務管理費	8,836
	02 徴收費	469
02 後期高齢者医療広域連合納付金		296,568
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	296,568
03 諸支出金		200
	01 償還金及び還付加算金	200
04 予備費		22
	01 予備費	22
歳 出 合 計		306,095



令和3年度

箕輪町介護保険特別会計予算

1111

議案第24号

令和3年度箕輪町介護保険特別会計予算

令和3年度箕輪町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,086,491千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和3年3月15日 可決

箕輪町議会議長 中澤清明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 保険料		448,243
	01 介護保険料	448,243
02 分担金及び負担金		144
	01 負担金	144
03 使用料及び手数料		50
	02 手数料	50
04 国庫支出金		483,677
	01 国庫負担金	346,393
	02 国庫補助金	137,284
05 支払基金交付金		532,188
	01 支払基金交付金	532,188
06 県支出金		297,088
	01 県負担金	279,040
	03 県補助金	18,032
	04 委託金	16
10 繰入金		314,182
	01 一般会計繰入金	314,181
	02 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	01 繰越金	1

(単位: 千円)

款	項	金額
13 諸収入		10,896
	01 延滞金、加算金及び過料	1
	02 預金利子	1
	04 雑入	10,894
16 財産収入		22
	01 財産運用収入	22
歳入合計		2,086,491

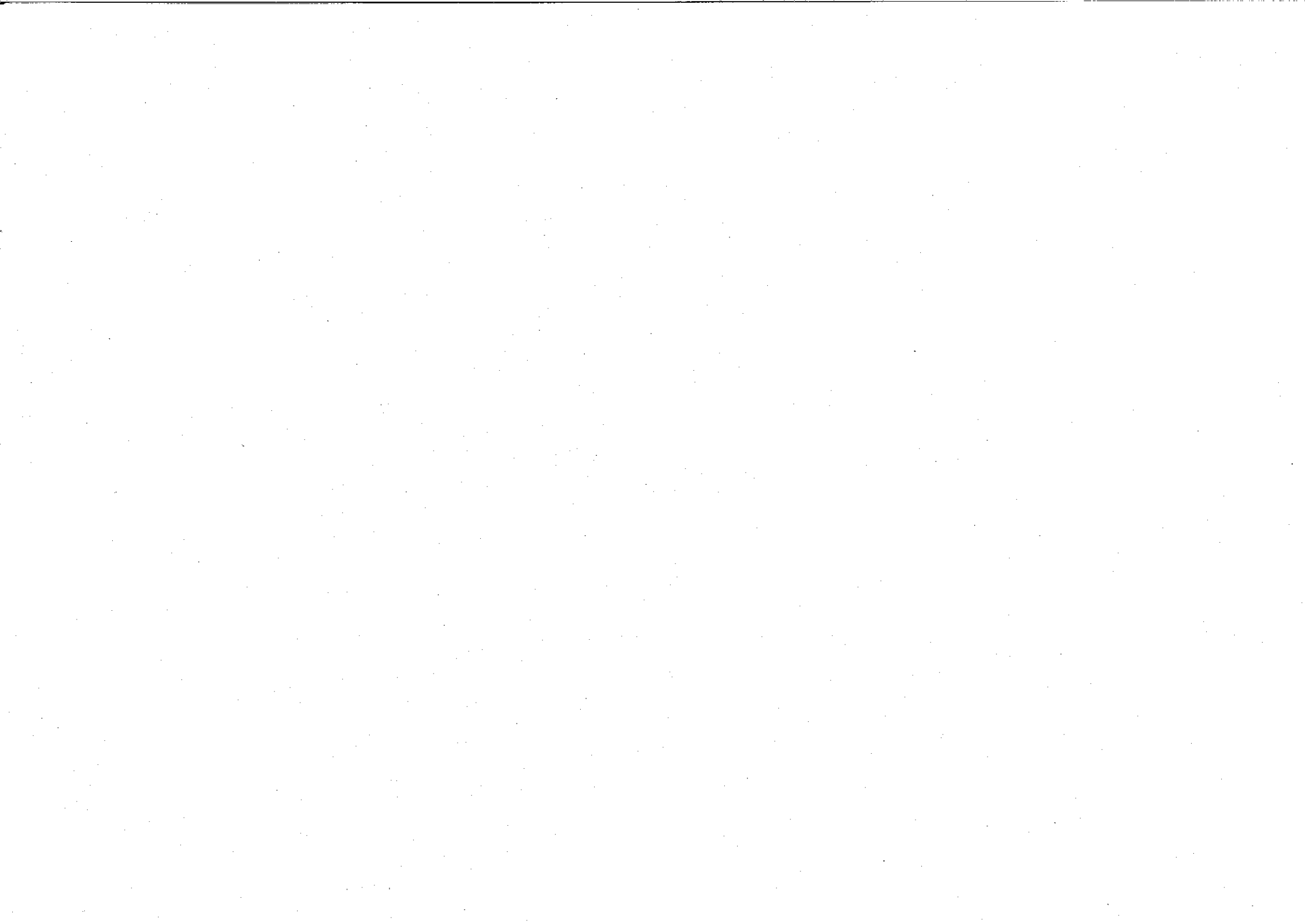
(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		37,982
	01 総務管理費	17,001
	02 徴収費	790
	03 介護認定審査会費	19,983
	04 趣旨普及費	136
	05 包括支援センター運営委員会費	72
02 保険給付費		1,924,400
	01 介護サービス等諸費	1,765,412
	02 介護予防サービス等諸費	54,389
	03 その他諸費	1,776
	04 高額介護サービス等費	36,655
	05 高額医療合算介護サービス等費	7,500
	06 特定入所者介護サービス等費	58,668
05 地域支援事業費		123,784
	01 介護予防・生活支援サービス事業費	41,616
	02 一般介護予防事業費	8,873
	03 包括的支援事業・任意事業費	73,162
	04 その他諸経費	133
06 基金積立金		23
	01 基金積立金	23

(単位 千円)

款	項	金額
09 諸支出金		301
	01 償還金及び還付金	301
10 予備費		1
	01 予備費	1
歳出合計		2,086,491



令和3年度

箕輪町水道事業会計予算



議案第25号

令和3年度箕輪町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度箕輪町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	9,900	戸
(2) 年間総給水量	2,190,000	m ³
(3) 1日平均給水量	6,000	m ³
(4) 主要な建設改良事業 老朽管更新事業	162,342	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	505,769	千円
第1項 営業収益	428,853	千円
第2項 営業外収益	76,916	千円

支出

第1款 水道事業費用	494,386	千円
第1項 営業費用	451,128	千円
第2項 営業外費用	39,958	千円
第3項 特別損失	300	千円
第4項 予備費	3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額147,786千円は、当年度分消費税資本的収支調整額15,236千円及び過年度分損益勘定留保資金132,550千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	163,436	千円
第1項 企業債	133,000	千円
第4項 負担金	700	千円
第5項 補助金	29,736	千円

支出

第1款 資本的支出	311,222	千円
第1項 建設改良費	207,483	千円
第2項 償還金	103,739	千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管更新事業	千円 133,000	証書借入 又は 証券発行	1.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 40,553千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

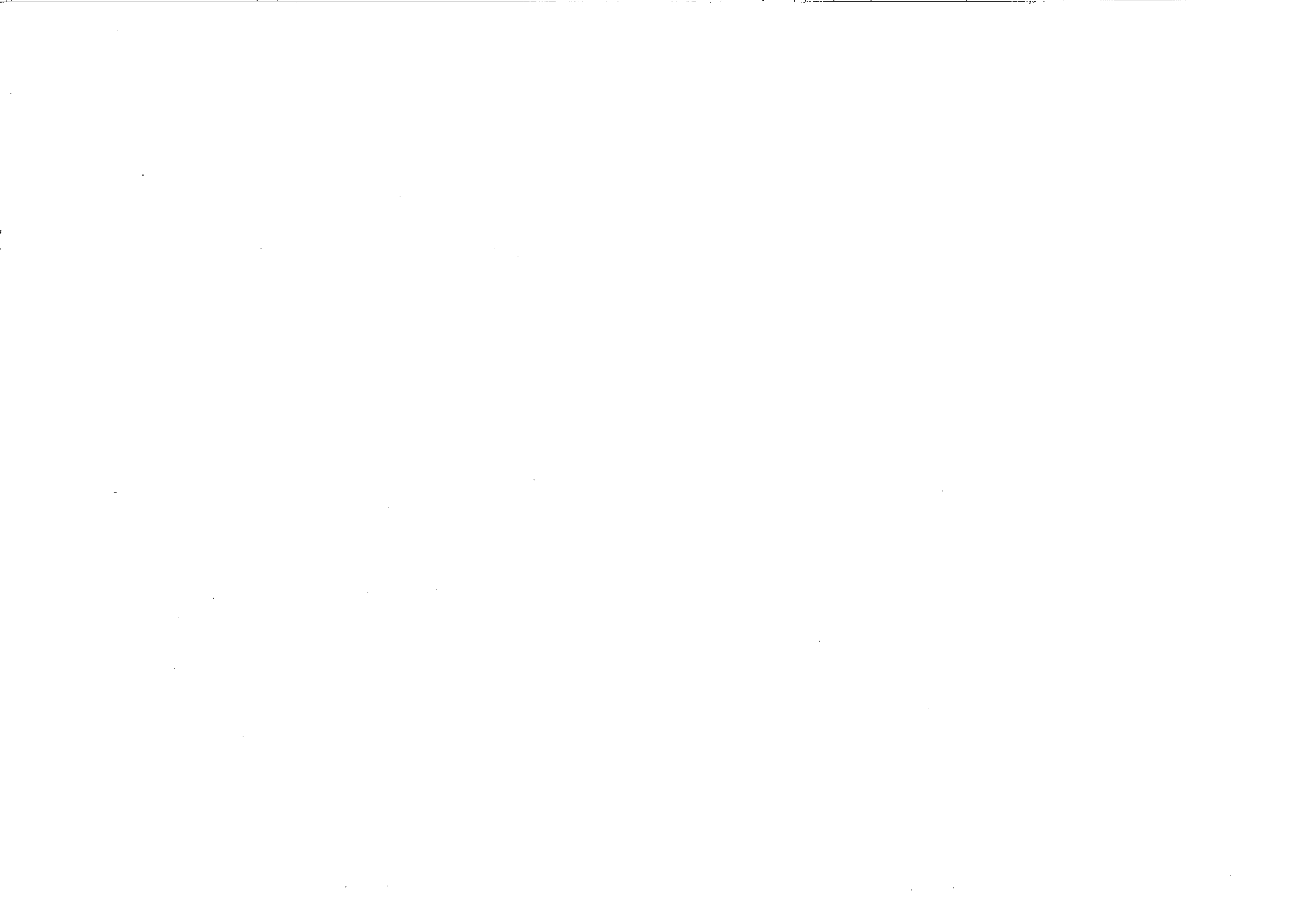
箕輪町長 白鳥政徳

令和 3 年 3 月 15 日 可決

箕輪町会議長 中澤清明

令和3年度

箕輪町下水道事業会計予算



令和3年度箕輪町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度箕輪町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	8,600 戸
(2) 年間総排水量	2,004,000 m ³
(3) 主要な建設改良事業 施設整備事業	76,037 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	1,089,389 千円
第1項 営業収益	420,720 千円
第2項 営業外収益	668,669 千円

支出

第1款 下水道事業費用	1,027,386 千円
第1項 営業費用	825,682 千円
第2項 営業外費用	195,404 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	6,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額344,445千円は、過年度分損益勘定留保資金58,098千円、当年度分損益勘定留保資金250,408千円及び減債積立金35,939千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	556,935 千円
第1項 企業債	288,400 千円
第5項 補助金	268,535 千円

支 出

第1款 資本的支出	901,380 千円
第1項 建設改良費	77,781 千円
第2項 企業債償還金	820,599 千円
第7項 予備費	3,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業債	千円 288,400	証書借入 又は 証券発行	1.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の見直しを行っ た後においては、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その融通条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。ただ し、企業財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、若しくは繰上償 還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 37,569千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、600,407千円である。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 3 年 3 月 **15**日 可決

箕輪町議会議長 中澤清明